

レアアースとレアメタルに関する中 国の輸出管理の動向

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2025 年 12 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京事務所

調査部

【免責条項】

本レポートは、金誠同達法律事務所（JT&N）に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

1. レアアースとレアメタルに含まれる元素

中国国家统计局が公布した産業分類を示す「2017 国民経済業界分類注釈」¹第 093 項によると、「レアメタル・レアアース金属の採掘・選鉱」とは、「自然界に存在量が少なく、まばらに分布し又は原料からの抽出が難しい金属、及び比較的最近になって研究・利用されるようになった金属の採掘・選鉱」を指す。

中国「レアアース管理条例」²第 30 条によると、レアアースは、ランタン (La)、セリウム (Ce)、プラセオジウム (Pr)、ネオジウム (Nd)、プロメチウム (Pm)、サマリウム (Sm)、ユーロピウム (Eu)、ガドリニウム (Gd)、テルビウム (Tb)、ジスプロシウム (Dy)、ホルミウム (Ho)、エルビウム (Er)、ツリウム (Tm)、イッテルビウム (Yb)、ルテチウム (Lu)、スカンジウム (Sc)、イットリウム (Y) などの元素より構成される。

また、レアアース以外に、前述の「2017 国民経済業界分類注釈」第 093 項においては、次の元素も「レアメタル・レアアース金属の採掘・選鉱」の対象とされている。

- ・タングステン (W)、モリブデン (Mo)
- ・ウラン (U)、トリウム (Th)
- ・リチウム (Li)、ベリリウム (Be)、セシウム (Cs)、タンタル (Ta)、ニオブ (Nb)、チタン (Ti)、ジルコニウム (Zr)、ゲルマニウム (Ge)、ガリウム (Ga)、インジウム (In)、タリウム (Tl)、ハフニウム (Hf)、レニウム (Re)、セレン (Se)、テルル (Te)

なお中国国家標準《希土類用語》(GB/T15676-2015)³においてもレアアースの定義などが記載されている。

2. 最近中国が新たに指定した輸出管理の対象

近年、中国はレアアースとレアメタルの輸出管理を強化している。2025 年では、2 月 4 日公布の「商務部 税関総署公告 2025 年第 10 号」⁴と 2025 年 4 月 4 日公布の「商務部 税関総署公告 2025 年第 18 号」⁵により、12 種類の元素、すなわち、タングステン (W)、テルル (Te)、ビスマス (Bi)、モリブデン (Mo)、インジウム (In)、サマリウム (Sm)、ガドリニウム (Gd)、テルビウム (Tb)、ジスプロシウム (Dy)、ルテチウム (Lu)、スカンジウム (Sc) とイットリウム (Y) に関する一部品目が、輸出管理対象の両用品目として指定された。上記規制対象となる品目の詳細については、文末の別表を参照されたい。

3. 両用品目に係る輸出許可申請手続きの概要

前述の公告により、中国から対象品目を輸出する際には、「輸出管理法」⁶と「両用品目

¹ 中国国家统计局： https://www.stats.gov.cn/xxgk/tjbz/gjtjbz/202008/t20200811_1782332.html

² 中国国务院： https://www.gov.cn/zhengce/content/202406/content_6960152.htm

³ 中国国家標準希土類用語：

<https://openstd.samr.gov.cn/bzgk/std/newGbInfo?hcno=CB52EDA8B0FC950458B344BC81BC507C>
<https://ebook.chinabuilding.com.cn/zbooklib/bookpdf/probation?SiteID=1&bookID=110277>

⁴ 中国商務部：

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_e623090907fc4e1092f0a4db72f57b95.html

⁵ 中国商務部：

https://www.mofcom.gov.cn/zwgk/zcfb/art/2025/art_9c2108ccaf754f22a34abab2fedaa944.html

⁶ 中文原文は「出口管制法」。

輸出管理条例」⁷などの法令に従って中国当局に輸出許可を事前に申請することが義務付けられた。輸出許可申請にあたっての具体的なプロセス、必要書類や申請書記入方法などについては、商務部公式ウェブサイト上で申請要領とガイドライン⁸などを確認することができる。これらの情報をもとに、同申請手続きの概要を以下表 1 に整理した。

表 1 両用品目輸出許可申請手続きの概要

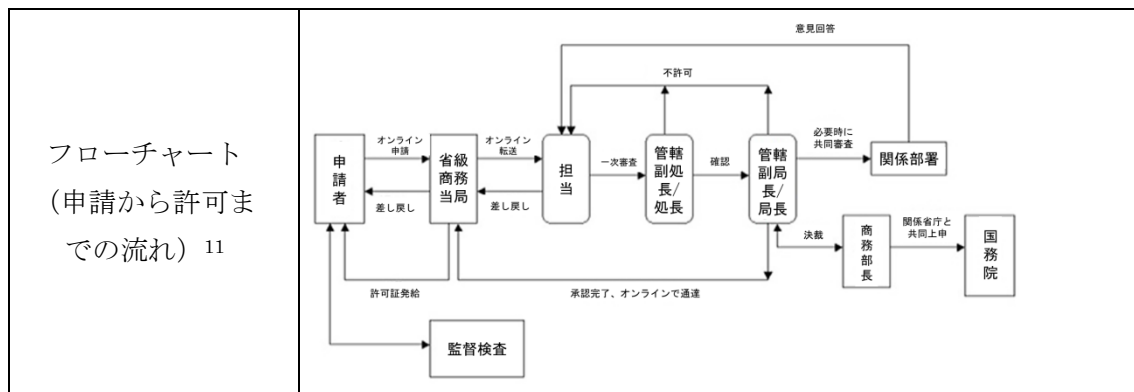
項目	内容
申請者	対象品目の輸出事業者
管轄省庁（許可者）	中華人民共和国商務部
必要書類	(1) 両用品目輸出許可申請書（指定様式 ⁹ あり） (2) 申請者の法定代表人者、主要経営管理者および担当者の身分証明資料 (3) 輸出契約書の副本または他の証明資料 (4) 両用品目の技術説明書または検査報告書 (5) 両用品目エンドユーザー・エンドユース証明書（指定様式 ¹⁰ あり） (6) 輸入事業者とエンドユーザーに関する説明資料 (7) その他商務部から求められた資料（要求があった場合）
申請提出方法	・オンライン提出：商務部オンラインシステム （URL： https://ecomp.mofcom.gov.cn ） ※ ただし、オンライン申請の場合でも、上記(1)と(5)の原本を所在地の省レベル（省・自治区・直轄市）の商務当局に提出する必要あり。
審査所要時間	原則は商務部が受理してから 45 営業日以内

⁷ 中国国務院：https://www.gov.cn/zhengce/content/202410/content_6981399.htm

⁸ 中国商務部：
<https://www.mofcom.gov.cn/zwtd/lywxhjsjcksp/index.html>
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b4861fe2d8ff4f0c8e215325e9b64a1e.html

⁹ 中国商務部：
<https://www.mofcom.gov.cn/api-gateway/jpaas-web-server/front/document/download?fileUrl=YW5UzzlvCwcM%2FNHHX%2FtT6Cfm6JZmR2kFHH6jTkxY0hIffJxkNJ8bu8RFD1QBW9oSIwMAKDxic5LyZKbAxfCDVKGswecTetJhcmUgd4eCf5K2KvrskG2uloTrS2WECHwwzw5wFn1bUVsSSacPqLOfXsROEbwJI9hzEJjFDqOTko%3D&fileName=%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E5%87%BA%E5%8F%A3%E8%AE%B8%E5%8F%AF%E7%94%B3%E8%AF%B7%E8%A1%A81126.pdf>

¹⁰ 中国商務部：
<https://www.mofcom.gov.cn/api-gateway/jpaas-web-server/front/document/download?fileUrl=YW5UzzlvCwcM%2FNHHX%2FtT6Cfm6JZmR2kFHH6jTkxY0hIffJxkNJ8bu8RFD1QBW9oSIwMAKDxic5LyZKbAxfCDVKGswecTetJhcmUgd4eCf5K2KvrskG2uloTrS2WECHwwzw5wFn1bUVsSSacPqLOfXsROEbwJI9hzEJjFDqOTko%3D&fileName=%E4%B8%A4%E7%94%A8%E7%89%A9%E9%A1%B9%E6%9C%80%E7%BB%88%E7%94%A8%E6%88%B7%E7%94%A8%E9%80%94%E8%AF%81%E6%98%8E1122.doc>



4. 該否判定、摘発事例などの運用動向

4.1 該否判定関連

前述の「商務部 税関総署公告 2025 年第 10 号」、「商務部 税関総署公告 2025 年第 18 号」に定める管理対象要件の補足として、2025 年 4 月、商務部は公式ウェブサイトにて「両用品目に関するよくある質問の回答」その 2、その 4¹²を掲載し、タングステン (W)、テルル (Te) とレアアースに関するデュアル・ユース品目の該否判定例を約 30 項掲載した（詳細は文末別表「商務部公式 Q&A 補足内容」欄を参照）。

「輸出管理法」第 12 条により、両用品目の該否について商務部に相談する制度が設けられている。また、「両用品目輸出管理条例」第 14 条によると、相談の際に、輸出事業者は輸出対象物（貨物、技術またはサービス）の「性能指標、主要用途および両用品目への該否が分からない理由」を提出する必要があるとされる。

このように、事前相談の結果には法的拘束力がないことがうかがえる。ただ、これは事前相談制度の意味を否定するものではなく、該否判定ができない輸出事業者にとって、

² 中国商务部：
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_265e37edd449413e9ee537542b9be772.html
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_1b0aae584340413fa3710cf8e2ecbf84.html

³ 中国商务部：
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/zsyd/art/2025/art_b30af830218f4932a9b5ad428d7e664d.html

同制度を活用する価値は依然としてある。商務部の回答の精度ができるだけ高くなるよう、事前相談にあたって、輸出事業者はできるだけ正確かつ詳細な情報を商務部に提出した方がよい面もある。ただし、提出にあたっては、企業の競争力に直結する情報の提供や取引先との関係において外部提供が不可である情報などの有無を精査することが必要だろう。

(三) 税関における疑義確認手続き

「輸出管制法」第 19 条、「両用品目輸出管理条例」第 22 条により、通関手続き中、税関は輸出許可証が提出されていない輸出品が両用品に該当しうると判断した場合、輸出事業者に対して説明を求める権限を有する。また、同疑義確認手続きが終了するまで、対象となる輸出品の通関はできない。

2025 年 6 月 16 日、税関総署は「税関総署公告 2025 年第 123 号」¹⁴を掲載し、疑義確認手続きの詳細を発表した。同公告によると、税関からの疑義確認に対し、輸出事業者は 7 営業日以内に、通関申告書、輸出契約書、事情説明書（輸出品の性能指標、主要用途、輸出管理対象品目に該当しないと認識する理由などを明記）、検査・測定報告書などの資料を税関に提出することが義務づけられた。税関は、輸出者からの資料を受領後に両用品目への該否判定を行うことになる。

同疑義確認手続きは、通関手続き中の該否判定手続きである。商務部は「両用品目に関するよくある質問の回答その 3」において、両用品目の輸出にあたって、通関申告時点で輸出許可証を取得していない場合はすでに無許可輸出に該当するとの見解を示した。つまり、仮に税関の疑義確認手続きの結果、両用品目に該当すると認められた場合は、輸出事業者は無許可輸出により罰則を受けるおそれがある、ということになる。

4.2 摘発事例関連

(一) 関係省庁と地方政府による「戦略的鉱物」の密輸取締強化作戦

2025 年 5 月 9 日および 7 月 19 日¹⁵に、「国家輸出管理業務協調スキーム事務局」の主催のもと、中国の 7 つの関係省庁（商務部、公安部、国家安全部、税関総署、国家郵政局、最高人民法院、最高人民検察院）は、ガリウム (Ga)、ゲルマニウム (Ge)、アンチモン (Sb)、タングステン (W)、中・重希土類 (Sm/Gd/Tb/Dy/Lu/Sc/Y) レアアースなどの「戦略的鉱物」を対象とする密輸取締強化作戦の実施について会合を開いた。同作戦の成果として、「戦略的鉱物」の違法輸出を複数摘発し、複数の密輸犯罪容疑者を拘束したと発表した。

また、2025 年 5 月 12 日¹⁶には、10 の関係省庁（商務部、工業情報化部、公安部、国家安全部、自然資源部、交通運輸部、国務院国有資産監督管理委員会、税関総署、国家市場監督管理総局、国家郵政局）および上記の鉱物の主要産地である 7 つの省・自治区（内モンゴル自治区、江西省、湖南省、広東省、広西チワン族自治区、貴州省、雲南省）は共同で会合

¹⁴ 中国税関総署：<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/2480148/6577952/index.html>

¹⁵ 中国商務部：
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/rcxwfb/art/2025/art_1241a51237bf4baba09d78823eda99b4.html
https://www.mofcom.gov.cn/xwfb/rcxwfb/art/2025/art_31940f9c3be7486c928c9da07c475e19.html

¹⁶ 中国商務部：
https://aqygzj.mofcom.gov.cn/gzdt/art/2025/art_85dc5de930d34d399b1b1e4ee2deeff1.html

を開き、戦略的鉱物輸出の全プロセスにわたる輸出管理の強化が指示された。

商務部は 2025 年 7 月 24 日の記者会見¹⁷において、今後は典型的な摘発事例の詳細を適宜公表すると発表した。

(二) 具体的な処罰事例

本レポート執筆時点で、戦略的鉱物密輸取締強化作戦の典型的な摘発事例の詳細はまだ公表されていないが、中国各地の税関は日常的に違法輸出の処罰決定書を公開しているため、そこからレアアースとレアメタルに関する 2025 年の処罰事例をいくつかピックアップし、以下表 2 に整理した。

表 2 中国各地の税関が公表した 2025 年の一部処罰事例

処罰日	対象品目	情状	処罰内容
2025/4/18 ¹⁸	黒鉛	上海市の某社が 2023 年 3 月 12 日に両用品目に該当する 3,300 ドルの黒鉛坩堝およびタイ向け輸出用の輸出許可証を提出し、輸出申告をしたところ、税関は調査を経て、実際の仕向地がタイではなくマレーシアと認定し、同社への処罰を決定した。	過料 1,000 元
2025/5/7 ¹⁹	ハフニウム (Hf)	上海市某社が 2024 年 1 月に両用品目に該当する 12 万 9,910.6 ドルの純度 99.95%ハフニウム製品を輸出申告したが、必要な輸出許可証を提出できなかったため、税関は「輸出管理法」第 34 条などを根拠に、同社への処罰を決定した。	過料 46 万元
2025/5/20 ²⁰	ビスマス (Bi)	北京市某社が 2024 年 11 月 25 日に両用品目に該当する 22 万 4,840 ドルのビスマスをインド向けに輸出申告したが、必要な輸出許可証を提出できなかったため、税関は「輸出管理法」第 34 条などを根拠に、同社への処罰を決定した。	過料 50 万元
2025/5/28 ²¹	タンタル (Ta)、インジウム	江蘇省蘇州市某社が 2023 年 2 月～2024 年 12 月の間に輸出許可を取得せずに、計 1 万 1,294.5 ドルのタンタル、インジウム、ガリウム、ゲルマニウム、	過料 8,000 元

¹⁷ 中国商務部：

<https://www.mofcom.gov.cn/xwfbzt/2025/swbzkllxwfbh2025n7y24r/index.html>

¹⁸ 上海浦東空港税関：

http://www.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/fdzdgknr8/423510/shgk78/423512/423514/6473325/index.html

¹⁹ 上海浦東空港税関：

http://shanghai.customs.gov.cn/shanghai_customs/423405/fdzdgknr8/423510/shgk78/423512/423514/6499867/index.html

²⁰ 天津税関：

http://tianjin.customs.gov.cn/tianjin_customs/zfxxgkzl/2956245/2956411/427918/427920/6528970/index.html

²¹ 南京税関：

http://www.customs.gov.cn/nanjing_customs/zfxxgk58/lshgzgk8/szhg/sgs11/xzcf44/hgzswgxzcfajxxgk81/6542787/index.html

処罰日	対象品目	情状	処罰内容
	(In)、ガリウム (Ga)、ゲルマニウム (Ge)、ビスマス (Bi)	ビスマスを誤って単純な「金属板」「金属箔」として申告し、米国・フランスなど向けに輸出した。税関は「税関行政処罰実施条例」第 15 条、第 16 条などを根拠として、同社への処罰を決定した。	
2025/6/12 ²²	ネオジム磁石	福建省アモイ市某社が 2025 年 4 月 10 日に輸出許可を取得せずに、3 万 7,584.96 ドルの「鉄成分の磁石」(HS コード：8505119000) を輸出申告したところ、税関は調査を経て、輸出許可が必要な両用品目であるジスプロシウムを含むネオジム鉄ボロン磁石材料 (HS コード：8505111000) に該当すると判断し、同社の行為が「輸出管理法」第 34 条における管理対象品目の無許可輸出に該当すると認定し、同社への処罰を決定した。	過料 8 万 1,000 元

5. 企業へのアドバイス

以上のように、レアアースとレアメタルを含め、中国は国家安全保障の観点から両用品目の輸出管理を強化している。また、輸出管理対象の拡大と輸出許可申請の増加に伴い、最近中国当局は施行細則、Q&A や摘発事例を続々と公表している。中国の輸出管理の運用状況を正確に把握するために、企業においては、これらの動向に留意するよう推奨する。

なお、個別の輸出許可申請事案については、輸出対象物およびそのエンドユースとエンドユーザーの詳細、申請者の所在する地域の省レベル（省、自治区、直轄市）の商務部門における予備審査の状況や国際情勢などの影響を受けるため、一概には言えないが、弊所からの問い合わせに対し、一部の地方当局は、最近「核、有毒化学品、ドローン」など、軍事用途に直接転用しやすい品目の輸出許可申請を特に慎重に審査している傾向があると回答した。ただ、前述のとおり、各関係省庁と関係地方政府によって戦略的鉱物密輸取締強化作戦が実施されている中で、レアアースとレアメタルはやはり両用品目の輸出管理の重点対象であると考えられる。

以上

²² アモイ税関：

http://xiamen.customs.gov.cn/xiamen_customs/zfxxgk22/3017978/491099/491101/491103/6570804/index.html

別表 中国が 2025 年に両用品目として指定した 12 種類のレアアースとレアメタルの詳細（2025 年月 8 月 31 日時点）

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
タング ステン (W)	1C117.d	パラタングステン酸アンモニウム (APT)	2841801000	・パラタングステン酸 アンモニウム (APT)、酸化タング ステン、炭化タングス テン (WC) とその他 の品目との単純混合物 ・未焼結金属炭化タン グステン	・メタタングス テン酸アンモニ ウム (AMT) ・焼結金属炭化 タングステン ・炭化タングス テン板（ブロッ ク、棒、球）
		酸化タングステン	2825901200 2825901910 2825901920		
		1C226 項の管理対象以外の炭化タングステン	2849902000		
	1C117.c	次の特性をすべて持つ固体タングステン： 1. 次の特性のいずれか一つを持つ固体タングステン（粒子、粉末状 を含まない）： a. 1C226、1C241 項の管理対象以外のタングステンおよびタングス テン含有量（重量比、以下同様） $\geq 97\%$ のタングステン合金 b. タングステン含有量 $\geq 80\%$ の銅タングステン (W-Cu) c. タングステン含有量 $\geq 80\%$ 、銀含有量 $\geq 2\%$ の銀タングステン (W-	8101940001 8101991001 8101999001	左記「機械加工」は、 旋削加工、フライス加 工、平削り、研削な ど、「大きいものを小 さくする」ような切削 加工に限る。	・炭化タングス テン金属セラミ ックス ・炭化タングス テン合金粉末 ・炭化タングス テンのスクラッ

²³ 中国商務部の公式 Q&A（出典同脚注 13）によると、「管制コード」は、各管理対象品目に振り分ける番号であり、商務部においては同番号を根拠に品目の分類と審査を行っているとのことである。その定義と付番方法から見ると、中国「管制コード」は、米国の ECCN（輸出管理分類番号）に相当する。

²⁴ 出典同脚注 4、脚注 5。

²⁵ 上記商務部公式 Q&A によると、参考税関 HS コードはあくまでも「事業者の輸出業務ならびに商務と税関などの当局の管理のために利便性を提供するもの」に過ぎないため、両用品目への該否判定の根拠にはならない。つまり、表 1 に記載されていない HS コードでも、両用品目に該当する可能性がある。逆に、表 1 に記載されている HS コードであっても、必ずしも両用品目に該当するとは限らない。

²⁶ 出典同脚注 12。

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
		Ag) 2. 次の製品のいずれか一つに機械加工できるもの： a. 直径 $\geq 120\text{mm}$ 、長さ $\geq 50\text{mm}$ の円柱 b. 内径 $\geq 65\text{mm}$ 、肉厚 $\geq 25\text{mm}$ 、長さ $\geq 50\text{mm}$ の管材 c. 寸法 $\geq 120\text{mm} \times 120\text{mm} \times 50\text{mm}$ の塊状物	7106919001 7106929001		プ ・炭化タングス テンで製造した 硬質合金ドリル ビット、バイト 等
	1C004	次の特性をすべて持つタングステン・ニッケル・鉄（W-Ni-Fe）合金 またはタングステン・ニッケル・銅（W-Ni-Cu）合金： a. 密度 $\geq 17.5 \text{ g/cm}^3$ b. 弾性限界 $> 800 \text{ MPa}$ c. 極限引張強度 $> 1270 \text{ MPa}$ d. 伸び率 $> 8\%$	8101940001 8101991001 8101999001		・ダイヤモンド コンパクト ・タングステン フック（タング ステン鋼含有） ・スタンピング 金型（タングス テン鋼含有） ・フライス（タ ングステン鋼含 有） ・タングステン フィラメント
	1E004 1E101.b	1C004、1C117.c、1C117.d 項を生産するための技術と資料（工程仕 様、工程パラメータ、加工プロセス等を含む。）			

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
		タ、加工プロセス等を含む。)			
ビスマス (Bi)	6C001.a	1C229 項の管理対象以外の金属ビスマスおよびその製品（インゴット、ブロック、ビーズ、粒子、粉末等の形状を含むが、これらに限られない。）	8106101091 8106101092 8106101099 8106109090 8106901019 8106901029 8106901099 8106909090		
	6C001.b	ゲルマニウム酸ビスマス (BGO)	2841900041		
	6C001.c	トリフェニルビスマチン (Triphenylbismuth)	2931900032		
	6C001.d	トリス (4-エトキシフェニル) ビスマス (Tris(4-methoxyphenyl)bismuth)	2931900032		
	6E001	6C001 項を生産するための技術と資料（工程仕様、工程パラメータ、加工プロセス等を含む。）			
モリブデン (Mo)	1C117.b	モリブデン粉末：ミサイル部品の製造に使用するものであって、モリブデン含有量 $\geq 97\%$ 、粒径 $\leq 50 \times 10^{-6} \text{m}$ (50 μm) のモリブデンおよびその合金の粒子	8102100001		
	1E101.b	1C117.b 項を生産するための技術と資料（工程仕様、工程パラメータ、加工プロセス等を含む。）			
インジ	3C004.a	リン化インジウム (InP)	2853904051		

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
ウム (In)	3C004.b	トリメチルインジウム (TMI)	2931900032		
	3C004.c	トリエチルインジウム (TEI)	2931900032		
	3E004	3C004 項を生産するための技術と資料 (工程仕様、工程パラメータ、加工プロセス等を含む。)			
サマリウム (Sm)	1C902.a	金属サマリウム	2805301910		
		サマリウム含有合金： a. サマリウムコバルト (Sm-Co) 合金 b. サマリウム鉄 (Sm-Fe) 合金 c. サマリウムニッケル (Sm-Ni) 合金 d. サマリウムアルミニウム (Sm-Al) 合金 e. サマリウムマグネシウム (Sm-Mg) 合金		・ Ni 55%、Sm 37%、La 4%、Mg 0.22%の「Ni 合金粉末」	
		サマリウム含有ターゲット材： a. サマリウムターゲット b. サマリウムコバルト (Sm-Co) 合金ターゲット c. サマリウム鉄 (Sm-Fe) 合金ターゲット	3824999922 8486909110		
		サマリウムコバルト (Sm-Co) 永久磁石材料		・ サマリウムコバルト (Sm-Co) 永久磁石材料を簡単に加工して製造したシート、タイル、リングおよび関連する磁気コンポーネン	・ 高度に加工して製造した電子部品 (モータなど) または電子製品 (スピーカー、イヤホンな

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
				トなどの一次加工品 (磁性鋼、磁性リング、磁石などと呼ばれる可能性あり)	ど)
	1C902.b	酸化サマリウムおよびその混合物	2846901940 2846901993 3824999922		
	1C902.c	サマリウム含有化合物およびその混合物	2846902810 2846902910 2846903910 2846904820 2846904910 2846909920 3824999922		
ガドリニウム (Gd)	1C903.a	金属ガドリニウム	2805301910		
		ガドリニウム含有合金： a. ガドリニウムマグネシウム (Gd-Mg) 合金 b. ガドリニウムアルミニウム (Gd-Al) 合金		・ Gd 12%、Mg 70%、Ni 6%、Nd 4%、Zn 3%、残りが Al、Mn、Fe により構成された「Mg 合金」	
		ガドリニウム含有ターゲット材：	3824999922		

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
		a. ガドリニウムターゲット b. ガドリニウム鉄（Gd-Fe）合金ターゲット c. ガドリニウムコバルト（Gd-Co）合金ターゲット	8486909110		
		酸化ガドリニウムおよびその混合物	2846901930 2846901993 3824999922		
		ガドリニウム含有化合物およびその混合物	2846902810 2846902910 2846903910 2846904820 2846904910 2846909920 3824999922		・ガドプトロー ル-水和物 ・ガドテル酸メ グルミン
テルビ ウム (Tb)	1C904.a	金属テルビウム	2805301300		
		テルビウム含有合金： a. テルビウムコバルト（Tb-Co）合金 b. テルビウムコバルト鉄（Tb-Co-Fe）合金			
		テルビウム含有ターゲット材 a. テルビウムターゲット b. テルビウムコバルト（Tb-Co）ターゲット	3824999922 8486909110		
		テルビウム含有ネオジム鉄ボロン（NdFeB）永久磁石材料		・テルビウム含有ネオ	・高度に加工し

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
				ジム鉄ボロン (NdFeB) 永久磁石 材料を簡単に加工して 製造したシート、タイ ル、リングおよび関連 する磁気コンポーネン トなどの一次加工品 (磁性鋼、磁性リン グ、磁石などと呼ばれ る可能性あり)	て製造した電子 部品（モータな ど）または電子 製品（スピーカ ー、イヤホンな ど）
	1C904.b	酸化テルビウムおよびその混合物	2846901600 2846901993 3824999922		
	1C904.c	テルビウム含有化合物およびその混合物	2846902100 2846902810 2846903100 2846903910 2846904200 2846904820 2846909300 2846909920		

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
ジスプロシウム (Dy)	1C905.a	金属ジスプロシウム	2805301200		
		ジスプロシウム含有合金： a. ジスプロシウム鉄 (Dy-Fe) 合金 b. テルビウムジスプロシウム鉄 (Tb-Dy-Fe) 合金			
		ジスプロシウム含有ターゲット材： a. ジスプロシウムターゲット b. テルビウムジスプロシウム鉄 (Tb-Dy-Fe) 合金ターゲット	3824999922 8486909110		
		ジスプロシウム含有ネオジム鉄ボロン (NdFeB) 永久磁石材料		・ジスプロシウム含有ネオジム鉄ボロン (NdFeB) 永久磁石材料を簡単に加工して製造したシート、タイル、リングおよび関連する磁気コンポーネントなどの一次加工品 (磁性鋼、磁性リング、磁石などと呼ばれる可能性あり)	・高度に加工して製造した電子部品 (モータなど) または電子製品 (スピーカー、イヤホンなど)
	1C905.b	酸化ジスプロシウムおよびその混合物	2846901500 2846901993	・ SiO ₂ 58%、CaCl ₂ 18%、Al ₂ O ₃ 8%、	

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
			3824999922	Dy2O3 0.15%の「鉍 物土乾燥剤」	
	1C905.c	ジスプロシウム含有化合物およびその混合物	2846902200 2846902810 2846903200 2846903910 2846904300 2846904820 2846909400 2846909920 3824999922		
ルテチ ウム (Lu)	1C906.a	金属ルテチウム	2805301910		
		イッテルビウムルテチウム (Yb-Lu) 合金			
		ルテチウムターゲット	3824999922 8486909110		
	1C906.b	酸化ルテチウムおよびその混合物	2846901800 2846901993 3824999922		
	1C906.c	ルテチウム含有化合物およびその混合物	2846902810		
			2846902910		
			2846903910		

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
			2846904820 2846904910 2846909920 3824999922		
スカンジウム (Sc)	1C907.a	金属スカンジウム	2805301800		
		スカンジウム含有合金： a. スカンジウムアルミニウム (Sc-Al) 合金 b. スカンジウムマグネシウム (Sc-Mg) 合金 c. スカンジウム銅 (Sc-Cu) 合金		・ Al 70-90%、Mg 1%、Sc 1%の「アルミ合金粉末」	
		スカンジウムターゲット	3824999922 8486909110	・ Al 98%、Sc 2%の「Al 合金スパッタリングターゲット材」 ・ AlN 60%、ScN 40%の「AlScN ターゲット材」	
	1C907.b	酸化スカンジウムおよびその混合物	2846901980 2846901993 3824999922		
	1C907.c	スカンジウム含有化合物およびその混合物	2846902810 2846902910 2846903910		

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
			2846904820 2846904910 2846909920 3824999922		
イット リウム (Y)	1C908.a	金属イットリウム	2805301700		
		イットリウム含有合金： a. イットリウムアルミニウム (Y-Al) 合金 b. イットリウムマグネシウム (Y-Mg) 合金 c. イットリウムニッケル (Y-Ni) 合金 d. イットリウム銅 (Y-Cu) 合金 e. イットリウム鉄 (Y-Fe) 合金			
		イットリウム含有ターゲット材 a. イットリウムターゲット b. イットリウムアルミニウム (Y-Al) 合金ターゲット c. イットリウムジルコニウム (Y-Zr) 合金ターゲット	3824999922 8486909110		
	1C908.b	酸化イットリウムおよびその混合物	2846901100 2846901993 3824999922	・純水 50%、BaCO ₃ 30%、Y ₂ O ₃ 12%、他微量酸化物 8%の「スラリー（溶液）」 ・水 90%、ZrO ₂ 5%、Y ₂ O ₃ 0.5%の	

元素	管制 コード ²³	輸出管理対象となる両用品目の要件 ²⁴	参考税関 HS コード ²⁵	商務部公式 Q&A ²⁶ 補足内容	
				該当例等	非該当例等
				「触媒原料」	
	1C908.c	イットリウム含有化合物およびその混合物	2846902600 2846902810 2846903600 2846903910 2846904600 2846904820 2846909690 2846909920 3824999922		

【注】

- 1C902.a.2、1C903.a.2、1C904.a.2、1C905.a.2、1C906.a.2、1C907.a.2、1C908.a.2 項の管理対象である合金は、インゴット、ブロック、線状、シート、棒、板、円筒、粒子、粉末等の形状を含む。
- 1C902.a.3、1C903.a.3、1C904.a.3、1C905.a.3、1C906.a.3、1C907.a.3、1C908.a.3 項の管理対象であるターゲット材は、シート、円筒等の形状を含む。
- 1C902.a.4、1C904.a.4、1C905.a.4 項の管理対象である永久磁石材料は、磁性体、磁粉を含む。
- 1C902.b、1C902.c、1C903.b、1C903.c、1C904.b、1C904.c、1C905.b、1C905.c、1C906.b、1C906.c、1C907.b、1C907.c、1C908.b、1C908.c 項の管理対象である酸化物、化合物およびその混合物は、粉末などの形状を含むが、これらに限られない。
- 蛍光体粉末、触媒用材（自動車用触媒など）、結晶材料（ケイ酸ルテチウムイットリウム（LYSO）光学結晶など）、セラミック材料（Y-Zr 合金、マグネット義歯用酸化ジルコニウムセラミックブロック、セラミック増白剤、溶射用粉末、イットリウム安定化ジルコニア粉末など）、レアアースを使った川下機能材料は、上表の対象外である。

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20250030>



本レポートに関するお問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

調査部 中国北アジア課

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32

TEL：03-3582-5181

E-mail：ORG@jetro.go.jp